

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充当し、その用途を明確化することとされています。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 76,770千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,457,990千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

| 事業区分 | 令和2年度 当初予算額 | 財源内訳 | | | | |
|------|----------------|-----------|-----|---------|-----------------------|-----------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 社会保障財源化分の 地方消費税交付金 | 一般財源 |
| 社会福祉 | 1,698,486 | 1,044,788 | 0 | 32,667 | 46,000 | 575,031 |
| 社会保険 | 3,669,299 | 2,123,743 | 0 | 668,626 | 0 | 876,930 |
| 保健衛生 | 90,205 | 4,736 | 0 | 1,891 | 30,770 | 52,808 |
| 合計 | 5,457,990 | 3,173,267 | 0 | 703,184 | 76,770 | 1,504,769 |

- * 1 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費です。
- * 2 社会福祉には、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護などが含まれます。
- * 3 社会保険には、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療が含まれます。
- * 4 保健衛生には、疾病予防対策、健康増進事業などが含まれます。